

令和4年度 事業計画

1 法人の基本理念

- (1) 稚内木馬館は、人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本とし公平公正な運営に努めます。
- (2) 稚内木馬館は、常に健全かつ活力ある経営に努めるとともに民間社会福祉事業者としての先駆性・独自性を発揮し、地域住民と利用者の期待に応えます。
- (3) 稚内木馬館は、広く法人・事業所の機能を挙げて地域福祉の充実発展に努めます。
- (4) 稚内木馬館は、職員の資質向上を図るとともに処遇の改善に努めます。
- (5) 稚内木馬館は、利用者の期待に応えるため社会の発展に応じた広い視野をもった経営に努めます。

2 法人経営の原則

- (1) 稚内木馬館は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため自主的にその経営基盤の強化を図ると共に、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めます。
- (2) 稚内木馬館は、社会福祉事業を行うに当たり地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めます。

3 法人運営の体制

- (1) 評議員 7名 評議員会議2回の開催を予定(定時1回・臨時1回)
- (2) 理事 6名 理事会議4回の開催を予定
- (3) 監事 2名 定期監査4回、決算監査1回を予定

4 実施事業

令和4年度は次の事業を実施します。

<介護サービス事業>

- (1) グループホームひだまり
 - 認知症対応型老人共同生活介護事業 定員 18名
- (2) デイサービスセンターひだまり
 - 地域密着型通所介護事業 定員 15名

<障害福祉サービス事業>

- (1) 障害福祉サービス事業所稚内第一木馬館

- 就労継続支援B型事業 定員 30名
- (2) 多機能型障害福祉サービス事業所手作り工房どーなつ
 - 就労継続支援B型事業 定員 14名
 - 自立訓練（生活訓練）事業 定員 6名
 - 生活介護事業、基準該当放課後等デイ 定員 20名
- (3) 生活介護センターあん
 - 生活介護事業、基準該当放課後等デイ 定員 20名
- (4) メゾン木馬館
 - 共同生活援助事業 定員 38名
(メゾンひだまり、メゾンまーや、メゾンはまなす、メゾンしおみ、メゾンはぎみ)
- (5) 相談支援センター木馬館
 - 特定相談支援事業、受託事業

＜児童厚生事業＞

- はまなす児童遊園事業 事業廃止とします。

設置後 22 年を経過しており設備の老朽化が著しく、遊具破損等による事故が危惧されるため、昨年 4 月所轄庁へ休園の届出をしています。

事業継続にあたっては 1 千万円超の整備費用が見込まれ、法人の経営状況、主たる事業の施設整備、遊園継続の場合の管理運営体制等を総合的に検討の結果、遊園事業は廃止が妥当との判断になったものです。

5 重点取り組み事項

現状のコロナ禍及び人材確保が厳しい状況を踏まえ、令和 4 年度は次の事項について特に重点的に取り組んでいきます。

(1) 感染予防対策

新型コロナウイルスを始め、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防対策を徹底していきます。

- ①関係機関との連携と情報収集の強化
- ②感染症対策委員会（令和 3 年 4 月 1 日設置）を中心とした予防対策への取り組み
- ③感染予防資機材の充実
- ④職員及び利用者へのワクチン集団接種（新型コロナ及びインフルエンザ）

(2) サービス提供体制の充実強化

①人材の確保、育成、定着化の推進

介護員や支援員等の確保・育成が喫緊の課題となっている状況から、引き続き職員処遇の充実を図り、人材の確保・育成と定着化に努めていきます。

ア 人材の確保、定着化の推進

人件費は法人経営に影響を及ぼす最大の要因となるため、平成 26 年度から処遇改善加算制度を活用しながら賃金の改善を図ってきたところであり、昨年度からは加算金制度をフル活用する内容へ変更し、単年度で 2,000 万円を超える加算金収入を人件費に充てています。

新たな制度の活用も含め、必要な人材の確保と定着化に向け取り組んでいきます。

イ 有資格者等の育成

有資格者の配置は事業の存続や報酬単価にも大きく変わってきます。専門研修会への派遣や資格取得経費の助成等、介護福祉士やサービス管理責任者等の有資格者の確保・育成に取り組んでいきます。

② サービス環境の整備（施設整備）

ア 令和 2 年度に策定した「施設整備計画」に基づき、「施設整備費等積立金」の活用による既存施設の整備を進めます。

イ 各施設周囲の環境美化に努めます。

6 継続取組み事項

法人運営の安定化と各事業の適正推進のため、前年度に続き取り組んでいきます。

(1) 利用者サービスの向上

利用者個々の心身状況、年齢、ニーズ等を踏まえた適切かつ客観的な個別支援（介護）計画を策定し、利用者から笑顔の出るサービスを目指していきます。

(2) 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

法人が定めた「身体拘束等の適正化のための方針」（平成 31 年 1 月 1 日制定）に基づき、身体拘束、虐待等に対する防止対策の啓発に努めます。

- ・ 個人情報 の 適正 な 取 扱 い の 確 保 に 努 め ま す 。
- ・ 関 係 法 令 及 び 法 人 の 各 種 規 程 の 遵 守 に 努 め ま す 。

(3) 苦情処理、事故処理等の適正化

- ・ 利 用 者 等 か ら の 苦 情 に 対 し 適 切 な 解 決 に 努 め ま す 。
- ・ 事 故 発 生 時 に お け る 迅 速 適 正 な 事 故 処 理 と 事 故 報 告 を 図 り ま す 。
- ・ 所 轄 庁 に 対 す る 事 故 報 告 の 迅 速 化 を 図 り ま す 。

(4) 安全性の確保

- ・ 非 常 災 害 対 策 計 画 を 策 定 し ま す 。
- ・ 避 難 訓 練 （ 火 災 ・ 自 然 災 害 ） を 実 施 し ま す 。
- ・ 気 象 警 報 発 表 時 等 に お け る 利 用 者 の 安 全 確 保 に 努 め ま す 。
- ・ 消 防 用 設 備 等 の 定 期 検 査 を 実 施 し ま す 。
- ・ 転 倒 事 故 等 の 未 然 防 止 に 努 め ま す 。

- ・事業所内の安全管理体制の充実に努めます。

(5) 法人内委員会の推進

令和3年4月の制度改正（指定基準）に基づき見直しを行った、法人内委員会を中心となり、法令に基づく適切な対応についての検討を進めていきます。

①給食委員会

- ・給食に対する利用者意見の反映等

②虐待防止委員会

- ・虐待の調査及び研修の実施等

③感染症対策委員会

- ・感染症の発生及びまん延の予防等

④事故防止委員会

- ・事故原因の分析及び再発防止策の検討等

⑤非常災害対策委員会

- ・非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施等

(6) 財務管理の充実

①業務の効率化及びコスト削減に努めます

②経理等事務の適正化を推進します

③契約の透明性の確保を図ります

(7) 事業経営の透明性の推進

①法人の基本情報、定款、各規程、各事業所の事業内容、職員採用等についてホームページの充実に努めます。

②グループホームひだまり運営推進会議及びデイサービスセンターひだまり運営推進会議を開催します。

(8) 地域住民との連携

事業所所在地の町内会イベント等への参加等、積極的に地域住民との連携に努めます。

(9) 事業内容見直し等の検討

令和4年度は現状の事業体系を維持するものとしますが、現状のコロナ禍も含めた社会情勢の変化、利用者の動向、人材と職員配置、事業収支等も見極め、各事業の在り方について引き続き検討していきます。